

HOPEニュース

2024年5月号



TEL 097-540-7555

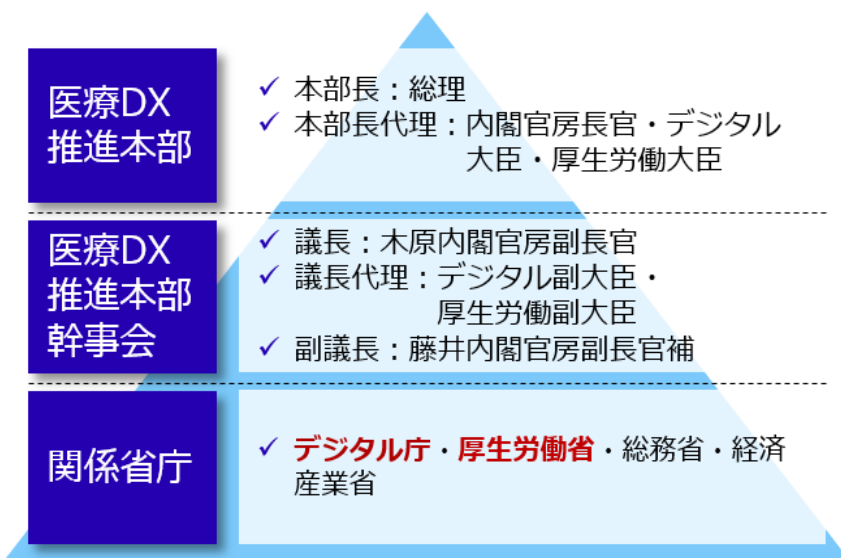
◆◆医療 DX 令和ビジョン 2030 について◆◆

医療DXに関する推進体制



- 医療DX推進本部の本部長総理の下、標準型電子カルテについては**厚労省・デジタル庁**が推進
- 標準型電子カルテ検討ワーキンググループおよび検討技術作業班が開催

医療DXに関する推進体制



厚労省内の主な推進体制

「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム

全国医療情報プラットフォームの創設・電子カルテの標準化等・診療報酬改定DXその他関連する施策を推進（チーム長：厚生労働大臣）

電子カルテ・医療情報基盤タスクフォース

全国医療情報プラットフォームの創設について・電子カルテ情報の標準化等について検討（リーダー：医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官）

標準型電子カルテ検討ワーキンググループ

標準型電子カルテで提供機能・提供開始時期等について意見を伺う場（医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室およびデジタル庁医療班が実施）

標準型電子カルテ検討技術作業班

標準型電子カルテシステムの構築に向けた技術的事項について検討を行う場（班長：厚生労働省医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）およびデジタル庁統括官付参事官）

診療報酬改定DXタスクフォース

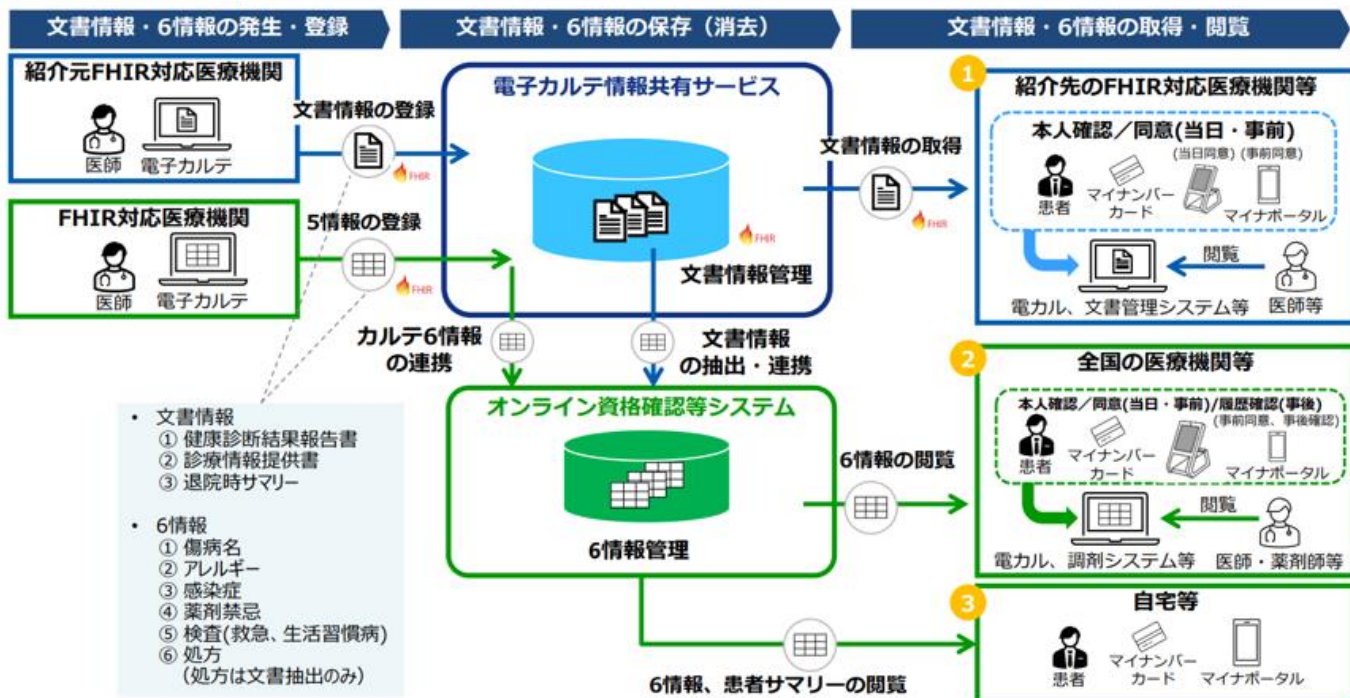
共通算定モジュールの導入について・診療報酬改定の円滑な施行について検討（リーダー：保険局保険課長）

(参考) 電子カルテ情報共有サービスの概要

健康・医療・介護情報活用検討会
第18回 医療等情報活用ワーキンググループ
(令和5年9月11日) 一部修正

本仕組みで提供するサービス

- 1 文書情報を医療機関等が電子上で送受信できるサービス
- 2 全国の医療機関等で患者の電子カルテ情報（6情報）を閲覧できるサービス
- 3 本人等が、自身の電子カルテ情報（6情報）を閲覧・活用できるサービス



出所：厚労省「第12回健康・医療・介護情報活用検討会医療等情報活用ワーキンググループ資料について」より
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001197924.pdf>

電子カルテ情報共有サービスのポイント

FUJITSU

▶ 本サービスは、**'25年4月より運用開始**を予定しており、現行お使用の電子カルテ等の改修対応が今後必要

観点	説明	補足	
電子カルテ情報共有サービス開発	1 スケジュール	✓ 25年4月 より運用開始を予定	
	2 開発元	✓ システムの開発主体は 社会保険診療報酬支払基金	
交換情報	3 交換情報	✓ 交換する情報は 3文書6情報 - 3文書：診療情報提供書・退院時サマリー・健康診断結果報告書 - 6情報：傷病名・アレルギー情報・感染症情報・薬剤禁忌情報・検査情報・処方情報（電子処方箋側でデータ登録）	
	4 交換規約	✓ データ交換規約は HL7FHIR 記述仕様に基づく見込み ✓ 3文書6情報は指定標準コードで記載	
	5 情報参照	✓ 文書情報の取得・閲覧についてはそれぞれに対し 患者の同意 が必要 →同意取得の方法として口頭・マイナポータル・医療機関での顔認証付きカードリーダがある	
システム改修	6 電子カルテの改修	✓ 現行お使用の電子カルテ については 改修 が必要 - 登録用ファイルの作成（3文書6情報をFHIR方式で出力） - 電子カルテ情報共有サービスへの送信（登録結果の受診）等	✓ 富士通Japan社製電子カルテ「MX・Cloud Chart II」については今後改修予定
	7 情報交換用ソフトの改修	✓ データの受け渡しを行うためのソフトが別途必要であるが、 現行のオンライン資格確認等連携ソフトが改修・アップデート 配信予定	

■留守番電話の際、緊急事項につきましては恐れ入りますが、「ご伝言」をお願いいたします。

■消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願いいたします。FAX.097-540-7556